

福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

非FIT余剰電力買取の手引き[新制度]

1. 非 FIT 余剰電力(家庭用 10kW 未満)の買取先

新制度の申請対象となる太陽光発電設備については、FIT 制度・FIP 制度の認定を受けることができません。そこで、非 FIT 余剰電力の買取先の情報をお知らせします（後述(1),(2)）。

福知山市では、市内の新電力会社「たんたんエナジー株式会社」と協定を結び、市内で生まれるエネルギーの地産地消に取り組んできました。令和 5 年 6 月には出資も行い、地域脱炭素の具体的な取組をより加速的に展開するために協力・連携しています。

本補助事業で設置された各ご家庭の太陽光発電設備から発生した余剰電力は、「たんたんエナジー株式会社」で非 FIT 余剰電力の買取が行われた場合、福知山市で生まれ育つ子どもたちの過ごす教育施設の脱炭素化を推進していく目的で、市内の小中学校をはじめとする公共施設等に届けられる予定です。

以下では、「たんたんエナジー株式会社」をはじめとする非 FIT 余剰電力買取事業者の情報を紹介するとともに、非 FIT 余剰電力の買取の流れを説明します。

(1) 非 FIT 余剰電力買取事業者（たんたんエナジー株式会社）

福知山市内の地域新電力「たんたんエナジー株式会社」へのお問合せ先は次のとおりです。

たんたんエナジー株式会社

- ・ 非 FIT 買取ページ <https://tantan-energy.jp/nonfit-home/>
- ・ 申込みフォーム https://tantan-energy.jp/nonfit-home/nonfit_home_form/
- ・ お問合せ先(ホームページ) <https://tantan-energy.jp>

(2) 非 FIT 余剰電力買取事業者（その他の事業者）

「たんたんエナジー株式会社」以外の電力会社への売電も選択できます。詳細は、以下の京都府ホームページを御参照ください。

京都府ホームページ『非 FIT 余剰電力の買取事業者について』

https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

(3) 注意事項

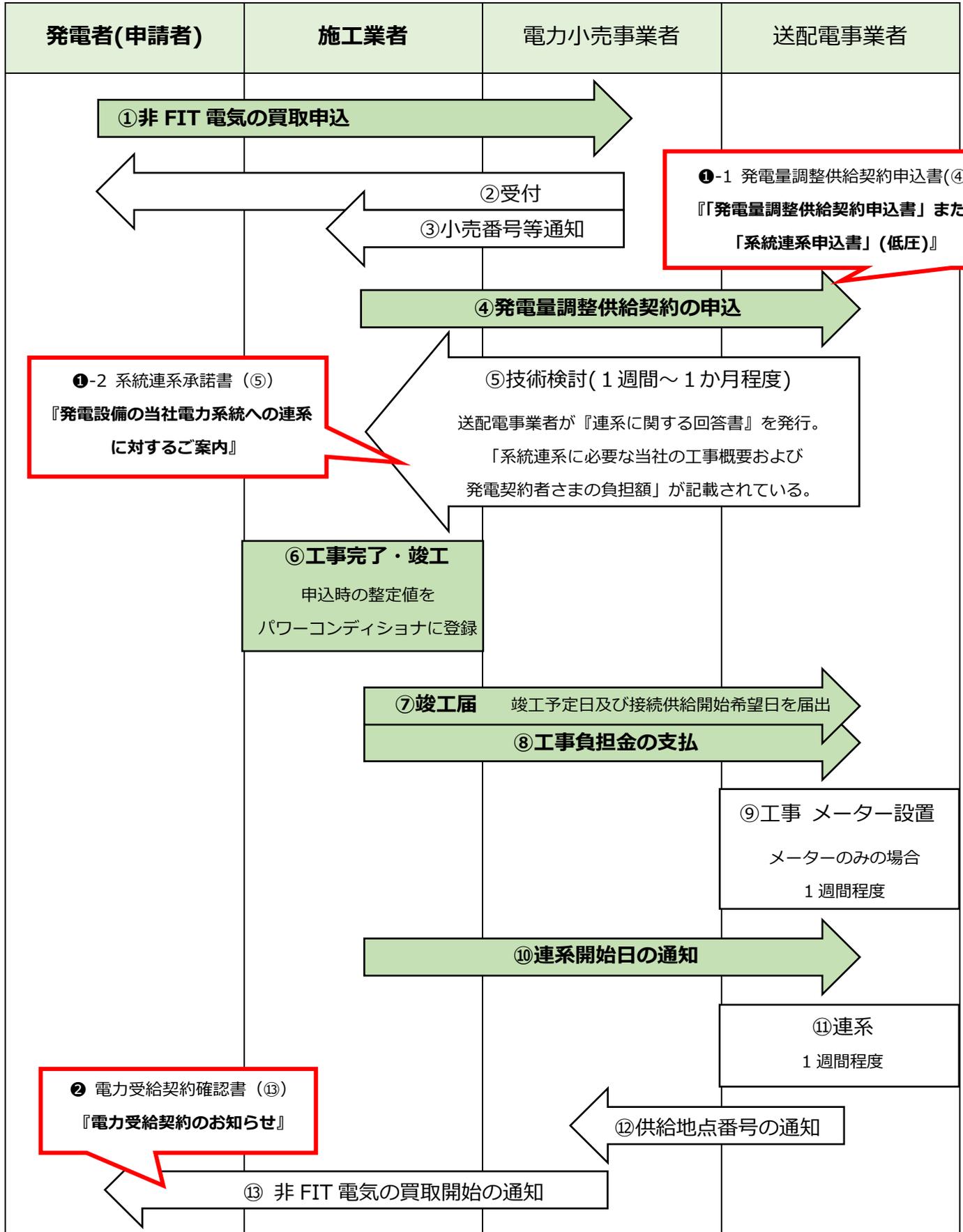
- ※ 1 「たんたんエナジー株式会社」への非 FIT 売電は、補助事業の要件ではありません。他の新電力会社への売電も選択できます。
- ※ 2 買取価格等、電力買取に係る詳細な条件は事業者によって異なります。契約内容の詳細は、各事業者のホームページ及び京都府ホームページから御確認ください。
- ※ 3 (2)及び(3)で御紹介した電力会社及び買取サービスについて、福知山市が契約の締結に関与することはありません。

2.非 FIT 電気の買取の流れ(申請の手引き参照)

緑矢印：申請者・施工業者の手続

白矢印：電力小売事業者・送配電事業者の手続

(1)スケジュール (非 FIT かつ 10kW 未満の場合) の一例



(2)提出書類(電力受給契約確認書/系統連系承諾書)

新制度では、電力受給契約(非 FIT 売電を行う場合)の内容を確認するために、**(1)系統連系承諾書 + 発電量調整供給契約申込書**又は**(2)電力受給契約確認書のいずれか一方**の提出を求めています(チラシや要件チェックリストの記載については画像参照)。

これらの書類がいつどうやって入手できるかを示したのが、スケジュール(p20)の**赤枠部分**です。

①(1)系統連系承諾書 + 発電量調整供給契約申込書 又は ②(2)電力受給契約確認書 のいずれか一方(電気事業者との電力受給契約(非 FIT/非 FIP)の内容が確認できる書類の写し)	※非 FIT/非 FIP 形態での契約か ※契約名義と発電設備設置場所が申請書と合致しているか ※自己託送を行っていないか
--------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

別紙3 (別記様式第1号関係)		
新制度 要件チェックリスト		
※本書類のチェック結果は、印刷して提出してください(手書き可)。		
	要件(国要領で要求されている主な要件のみ記載)	
	添付書類	
太陽光	[国要領別紙2 2. ア(ア)a] 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。	<input type="checkbox"/>
	[国要領別紙2 2. ア(ア)b] 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	<input type="checkbox"/> 電力受給契約確認書 or 系統連系承諾書
	[国要領別紙2 2. ア(ア)c] 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。	<input type="checkbox"/> 電力受給契約確認書 or 系統連系承諾書

ア 「電力受給契約確認書」を提出する場合

次の書類の提出が必要です。

- ② 電力受給契約確認書
具体的な書類名の例：『電力受給契約のお知らせ』

イ 「系統連系承諾書」を提出する場合

次の①-1 と①-2 の両方の書類の提出が必要です。

- ①-1 発電量調整供給契約申込書
具体的な書類名の例：『「発電量調整供給契約申込書」または「系統連系申込書」(低圧)』
- ①-2 系統連系承諾書
具体的な書類名の例：『発電設備の当社電力系統への連系に対するご案内』

「②電力受給契約確認書」の提出が望ましいですが、代替書類として「①-2 系統連系承諾書」の提出でも可とします。系統連系承諾書は、系統連系前に関西電力送配電が発行する書類ですが、FIT/FIP での買取申込をしていないことは確認可能なので、確認書類としての機能を果たすと考えます。

ただし、「①-2 系統連系承諾書」を提出する場合、「①-1 発電量調整供給契約申込書」とセットでの提出を求めます。承諾書だけではどの電力会社にも買取申込をしているのか確認しにくいからです。

ウ 発電量調整供給契約申込書と系統連系承諾書の入手方法の一例

『低圧たくそう君』(関西電力送配電)の「申込一覧画面」ページにて、「申込書」(①-1 発電量調整供給契約申込書)と「連系に対する回答書」(①-2 系統連系承諾書)の印刷(pdf のダウンロード)が可能です。